

議案第 56 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 26 日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

地方自治法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 65 号)の施行に伴い発生す
る条ずれを解消するため、関係する 4 条例の改正を行うもの。

瀬戸内市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和7年瀬戸内市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(瀬戸内市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸内市下水道事業の設置等に関する条例(平成27年瀬戸内市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(瀬戸内市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸内市水道事業の設置等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和7年瀬戸内市条例第24号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定により、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定により、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

瀬戸内市下水道事業の設置等に関する条例(平成27年瀬戸内市条例第39号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

瀬戸内市水道事業の設置等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第160号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第119号)新旧対照表(第4条関係)

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。